

指定障害福祉サービス事業所  
(居宅介護・重度訪問介護)  
訪問看護ステーションえがおみょう  
重要事項説明書

医療法人 仁泉会  
更新日 令和8年1月7日

当事業所は、障害福祉サービスの指定を受けています。  
【八戸市指定 障害福祉サービス事業所番号】  
0210300752

当事業所は、利用者に対して障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護を提供いたします。  
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

当事業所の居宅介護は、「障害支援区分1」以上と認定された方、重度訪問介護は、「重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者」と認定された方が対象となります。

## 1. 事業所内容

### (1) 事業者（事業所設置法人）

法人名 医療法人仁泉会  
所在地 〒039-1161  
青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地81  
電話番号 0178-51-2590  
FAX番号 0178-51-2591  
代表者名 理事長 田中 由紀子  
設立年月 昭和42年4月7日

### (2) 事業所名称等

事業所名 訪問看護ステーションえがおみょう  
所在地 〒031-0814  
八戸市大字妙字分枝31番地  
電話番号 0178-30-1317  
FAX番号 0178-30-1314  
管理者氏名 廣崎 都子  
開設年月日 平成21年6月1日

### (3) 事業所の目的と基本理念

#### \*目的

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な

日常生活動作の維持・回復を図るとともに、入浴・排泄・食事の介助その他生活全般にわたり快適な在宅生活が継続できるよう支援することを目的とします。

#### \*基本理念

- ①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。
- ④利用者の生きがいを高め、自立への意欲を支援していきます。

### (4) 営業日及びサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りといたします。

1. 営業日 通年
2. 営業時間 24時間（電話受付8：30～17：30）

### (5) 職員配置状況

職名	資格	常勤	非常勤	計	兼務の別	備考
管理者兼サービス提供責任者	介護福祉士	1名	—	1名	あり	訪問介護員兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	4名	名	4名	あり	訪問介護員兼務
訪問介護員	介護福祉士	名	16名	16名	あり	
	実務者研修修了者	名	1名	1名		
事務員	—	名	1名	1名	なし	
合計		5名	18名	23名		

## 2. サービス内容

### (1) 居宅介護

#### ① 身体介護

食事介助： 障害に応じた食事形態・障害に合った自助具の準備等

入浴介助： ご自宅のお風呂を使用した入浴介助

排泄介助： オムツ交換等

清潔援助： 部分浴（洗髪・足浴等）及び清拭

② 家事援助

買い物： 必要な買い物の代行  
調理： 利用者の好みに合わせた調理  
掃除： 室内の整理、整頓、清掃  
洗濯： 衣類等の洗濯

③ 通院等介助

通院等介助： 病院受診等の介助

(2) 重度訪問介護

重度の障害により常時介護を要する方の①・②・③

(3) 介護相談

利用者の不安や悩み等の相談に応じます。

3. 利用料金等及び支払い方法について

(1) 利用料金

自己負担額については、所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

当該指定障害福祉サービス事業が法定代理受領サービスであるときは、その定められた額とします。ただし、法令等に基づいて利用者が障害福祉サービス費を償還払い（一旦利用者が事業者に対し全額を支払い、その後利用者が市町村から定められた額の払い戻しを受ける支払方法）の方法で受ける場合には事業者に対し、利用料の全額を支払います。

(2) その他の費用

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行うサービス事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(ア) 通常の事業の実施地域にお住まいの方 無料

通常の事業の実施地域を超えた地点から片道30km未満 無料

(イ) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道30km以上 200円（片道）

(3) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定障害福祉サービス事業を行う場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

(4) 利用料金については、精算を月末締めとし、自己負担額がある場合は、翌月15日までに請求書を送付いたしますので、その月末までにお支払いください。お支払いの確認が済み次第、領収書を発行いたします。お支払いについては、口座自動引落しをお勧めしておりますが、銀行振込又は窓口での現金支払いも可能です。

- (5) 前号で請求しました利用料が、3ヶ月以上お支払いがなく、その支払いを督促したにもかかわらず、特別な事情がある場合を除き、督促状を発行した日から30日以内にお支払いがない場合、利用契約を解除・終了させていただきます。

#### 4. 利用手続きについて

##### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

\*障害福祉サービス等利用計画又はケアプランの作成を依頼している場合は、事前に相談支援専門員又は介護支援専門員にご相談ください。

##### (2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②やむを得ない事情により事業所の都合でサービスを終了する場合、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、事前にお知らせいたします。

##### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が障害者支援施設等に入所した場合

イ 利用者が亡くなられた場合

#### 5. 事故発生時の対応

サービス提供時において事故が発生した場合は、速やかに家族、関係市町村、相談支援事業者等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

また、事業所の障害福祉サービス提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

#### 6. サービスの内容に関する相談・苦情

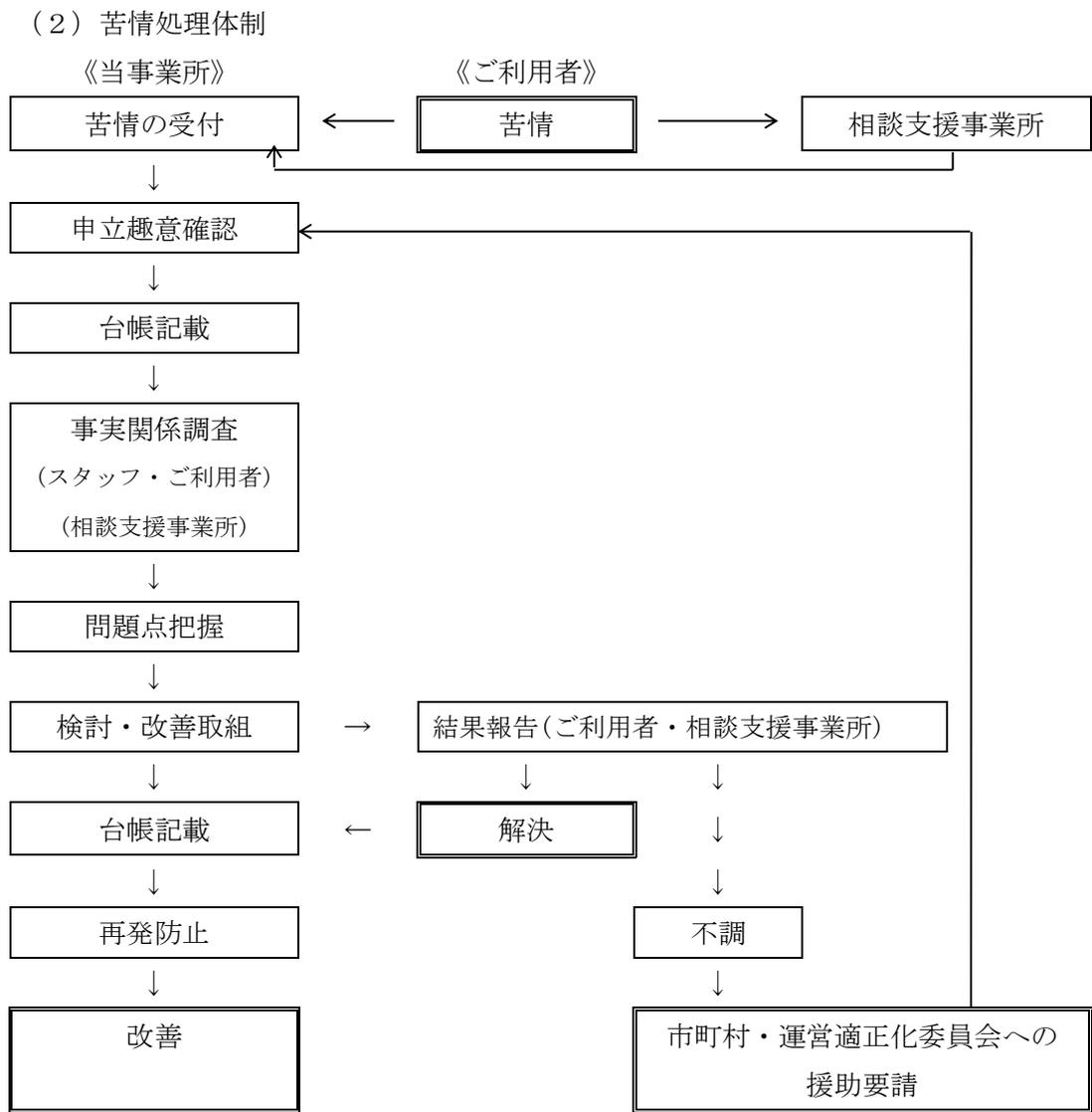
##### (1) 当事業所の苦情相談窓口

①担当者：管理者 廣崎 都子

②電話番号：0178-30-1317

③FAX番号：0178-30-1314

④受付時間：8:30～17:30



(3) 当事業所以外の相談・苦情窓口

当事業所以外に、下記の苦情相談窓口等にも苦情を伝えることができます。

(行政機関その他苦情受付機関)

機関名	所在地	電話番号
八戸市障がい福祉課	八戸市内丸1-1-1	0178-43-9343
階上町介護福祉課	三戸郡階上町大字道仏 字天当平1-87	0178-88-2641
運営適正化委員会	青森市新町2-4-1 県共同ビル3F	017-723-1336

## 7. 虐待防止に関する事項

施設は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

### (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止に関する責任者 : 廣崎 都子

### (2) 成年後見制度の利用支援

### (3) 苦情解決体制の整備

### (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 8. 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していません。

## 9. 守秘義務

事業所職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしません。

## 10. その他

(1) 事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

(2) ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の管理者またはスタッフにお声がけください。

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所属 訪問看護ステーションえがおみよう

氏名 \_\_\_\_\_

重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_

利用者は、心身状況等により署名できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理署名者 \_\_\_\_\_

利用者との関係 ( )

連帯保証人 \_\_\_\_\_

利用者との関係 ( )